

令和8年度茨城県動物の飼養管理 業務等仕様書

茨城県保健医療部生活衛生課

目 次

	頁
1 令和8年度茨城県動物の飼養管理業務等仕様書	1
2 様式	
様式第1号 委託業務日報	7

令和8年度茨城県動物の飼養管理業務等仕様書

第1 一般事項

1 動物愛護管理

業務に従事する職員は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号。以下「法」という。）」の基本原則を遵守するとともに、いやしくも動物の虐待等を行うことがないよう高い倫理観を備えるとともに、また、動物福祉に配慮し、その従事態度が県民等に不快の念を与えることのないよう十分に留意すること。

2 清潔及び安全の保持並びに整備点検

- (1) 業務に従事する職員は、茨城県の委託業者としての自覚と責任を持って、委託業務の遂行に努めること。
- (2) 業務に従事する職員は、常に清潔な作業服を着用すること。
- (3) 業務に従事する職員は、常に安全と作業環境の整備に十分配慮し、火災・盗難その他の事故が発生することのないよう、十分注意すること。
- (4) 業務に従事する職員は、その業務に係る施設の清掃、機械装置等の整備、点検等に努め、常に良好な維持管理に努めること。

3 業務従事の原則

業務量が日々変動する業務については、作業時間中においては、委託業務の範囲内で動物指導センター長（以下「センター長」という。）が指示する業務に従事するものとする。

4 当該役務を実施するために必要な人員

- (1) 平日（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日）
5～6名以上
- (2) 休日
4月～11月：5～6名以上
12月～3月：4～5名以上

※センター長が動物棟、子犬飼育舎、保護犬舎、保護猫舎、負傷動物棟及び管理棟飼養室に収容されている犬・猫の頭数等を踏まえ、必要な人員数を指示する。

5 経費負担

- (1) 動物指導センター（以下「センター」という。）の負担とするもの。
 - ア 業務に必要な電気、ガス及び水道等光熱費（次項に定める付属棟に係る当該費用を含む。）
 - イ 動物の飼養管理に必要な餌、消毒薬、食器、洗剤、清掃用具、電球、蛍光灯およびその他の資材類
- (2) 委託業者の負担とするもの
 - ア 業務に従事する職員の被服、装具等
 - イ 次項に定める付属棟内で使用する洗剤、トイレットペーパー、ゴミ袋等の消耗品類及び什器類

6 控室等の提供

- (1) 委託業者は、業務に従事する職員の休憩に必要な控室等として、付属棟を使用できるものとする。
- (2) 付属棟内は適宜清掃し、清潔な環境を維持すること。

7 その他

本仕様書に記載のない事項又は軽微な事項について、センター長が美観上または業務上必要と認めた作業は、センター長及び委託業者協議のうえで実施するものとする。

第2 委託業務等の内容

1 収容した犬・猫の飼養管理業務

動物棟、子犬飼育舎、保護犬舎、保護猫舎、負傷動物棟及び管理棟飼養室に収容されている犬・猫に対し、十分な給餌及び適切に生命が維持できるような給水を1日2回以上行う。

また、センター長の指示に基づく投棄を行うこと。

- (1) 業務履行日
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの毎日
- (2) 作業時間
8時30分から17時15分まで(1時間の休憩時間を含む)
- (3) 特記事項
管理棟飼養室における子犬・子猫への給餌・給水業務については、下記のとおり実施すること。
【業務履行期間】 令和8年4月1日～令和8年11月30日までの毎日
【作業時間】 平日：7時00分～8時30分(30分の休憩時間を含む)

休日：7時00分～15時45分（1時間の休憩時間を含む）
（※乳のみ子犬・子猫がない場合には、センター長が別途指示する）

【必要人員】1～2名（※センター長が、管理棟飼養室に收容されている犬・猫の頭数等を踏まえ、必要な人員数を指示する）

2 犬・猫等の收容補助業務

委託業者は、センターの窓口で引取った犬・猫等及びセンターが捕獲または保護した犬・猫等のセンター動物棟内の收容室（以下「收容室」という。）、子犬飼育舎、保護犬舎、保護猫舎、負傷動物棟又は管理棟飼養室の收容補助を行うものとする。

なお、捕獲した犬及び所有者の判明しない犬・猫等を收容する際は、所有明示措置の有無を確認するものとする。

(1) 業務履行日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの毎日

(2) 作業時間

8時30分から17時15分まで（1時間の休憩時間を含む。）

3 收容した犬・猫の医療措置補助業務

センターが收容室、子犬飼育舎、保護犬舎、保護猫舎、負傷動物棟又は管理棟飼養室において行う犬・猫の医療措置業務に際し、指示された犬・猫について出し入れ等の補助を行うものとする。

(1) 業務履行日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの毎日

(2) 作業時間

8時30分から17時15分まで（1時間の休憩時間を含む。）

4 收容した犬・猫の返還補助業務

センターが行う犬・猫の返還業務に際し、指示された犬・猫について收容室からの出し入れ及び指示された子犬飼育舎、保護犬舎、保護猫舎又は負傷動物棟からの出し入れに係る業務を行うものとする。

(1) 業務履行日

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（ただし、休日を除く。）

(2) 作業時間

8時30分から17時15分まで（1時間の休憩時間を含む。）

5 収容した犬・猫の譲渡補助業務

センターに収容された犬・猫について、センター長の譲渡指示（休日を除く）に従い、「犬・猫のボランティア譲渡実施要領」において登録を受けたもの（以下「登録ボランティア」という。）に対し引き渡しを行うものとする。

(1) 業務履行日

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（ただし、休日を除く。）

(2) 作業時間

8時30分から17時15分まで（1時間の休憩時間を含む。）

(3) 業務内容

ア センター長が譲渡をすると判断した犬・猫について、センター内で認定団体等の担当者に引き渡す。

イ 引き渡しまでの期間、健康状態の確認は委託業者が行うものとする。ただし、健康管理については、センター獣医師職員に報告しなければならない。

6 清掃及び洗淨消毒業務

動物棟等の清掃、洗淨及び消毒業務を行うものとする。

(1) 業務履行日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの毎日

(2) 作業時間

8時30分から17時15分まで（1時間の休憩時間を含む。）

(3) 動物棟、子犬飼育舎、保護犬舎、保護猫舎、負傷動物棟、管理棟飼養室、通路、焼却室その他センター長が指定した場所の清掃及び洗淨消毒作業。

上記の場所の床、壁、柵、檻、ケージ等を毎日（汚染された場合はその都度）清掃し、洗淨消毒を行うこと。

洗淨は流水により行い、消毒は消毒液の噴霧により行うこと。また、糞便は洗淨消毒を行う前に採取道具で取り除くこと。

(4) 動物棟及びその周辺の排水溝等の清掃及び洗淨消毒作業

定期的な清掃及び洗淨消毒を行うこと。

また、動物棟周辺及び焼却炉前のマンホール内の残毛、汚泥等の除去を必要に応じ（月1回程度）行うこと。

(5) 動物棟、子犬飼育舎、保護犬舎、保護猫舎及び負傷動物棟周辺の環境整備作業、建物周辺の清掃及び除草を適宜（敷地が糞便で汚染された場合はその都度）行うこと。

(6) 汚物等は、指定した場所で処分すること。

7 死亡した犬・猫等の処分業務

センター長の指示に従い、死亡した犬・猫及び犬・猫の飼養管理（管理棟での飼養管理を含む。）に伴い排出された廃棄物等の処分業務を行うこと。

(1) 業務履行日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの毎日

(2) 業務内容

死亡した犬・猫等を指定された冷凍庫に保管すること。

冷凍庫に保管した犬・猫等を搬出する際の補助を行うこと。

死亡した犬・猫等以外の廃棄物については、指定された場所に保管すること。

8 収容した犬・猫のトリミング等業務

センターに収容された犬・猫のうち、動物愛護啓発イベント・成犬譲渡トライアルに参加する犬等、トリミング（シャンプー、毛刈り、爪切りなど）の必要があるとしてセンター長が指示した犬・猫のトリミング業務を行うものとする。

(1) 業務履行日

令和8年4月1日から令和9年3月31日のうち、センター長が指示した日

(2) 作業時間

8時30分から17時15分（1時間の休憩時間を含む）のうち、センター長が指示した時間

9 ドッグトレーニング業務

センター長の指示に基づき、センターに収容された犬のうち、無駄吠え、人への警戒等の問題行動を示すものについて躰トレーニングを行い、問題行動の是正及び譲渡適性の向上を図るものとする。

(1) 業務履行日

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（ただし、休日を除く。）

(2) 作業時間

8時30分から17時15分まで（1時間の休憩時間を含む。）のうち、センター長が指示した時間

(3) 資格

ドッグトレーニングに係る経験と技術を有する者のうち、ドッグトレーナーに係る民間資格を有する者又は動物の専門学校等の卒業程度以上の知識を有する者

(4) 対象

センターに収容されている犬のうち、「譲渡候補犬の選定に関するガイドライン」に基づき譲渡適性があると判断され、かつ、無駄吠え、人への警戒等の問題行動により適正な譲渡先が見つからない成犬。なお、トレーニング

対象犬の選定はセンター長の指示に従うこと。

10 動物愛護関連事業の提案と協力

委託業者は、県の動物愛護管理行政に関し、一助となる動物愛護関連事業を提案するものとする。

また、委託業者は、提案した事業について、センター長及び委託業者協議の上、センター長が実施可能と判断した事業について、可能な限り協力するものとする。

11 その他

その他、センター長が必要と判断した業務。

第3 委託業務日報等

毎日の業務終了後、「委託業務日報（様式第1号）」に関係書類等を添えてセンター長に提出し、センター長があらかじめ指名する職員から業務履行の確認を受けること。

第4 委託業務の指示連絡等

- 1 センター長が委託業者に対して行う指示は、センター長があらかじめ指名した数名の職員が委託業者の現場責任者に対して行うものとする。
- 2 委託業者は、あらかじめ現場責任者を選任し、センター長に届け出るものとする。
また、委託業者は、現場責任者不在の場合に備えて、代位者を数名選任するものとする。

(様式第1号)

委託業務日報(動物棟等管理)

令和 年 月 日()

飼育管理頭数

施設 項目		犬								猫							
		動物棟		負傷動物棟		その他の収容棟		合計		保護猫舎		負傷動物棟		管理棟		合計	
		成犬	子犬	成犬	子犬	成犬	子犬	成犬	子犬	成猫	子猫	成猫	子猫	成猫	子猫	成猫	子猫
収容	放棄頭数																
	保護・捕獲頭数 (前日時間外)																
	負傷動物収容頭数 (前日時間外)																
	返還頭数																
処分	譲渡頭数																
	処分頭数																
死亡頭数																	
本日残頭数																	

動物棟等管理点検

施設等 点検項目		動物棟										負傷動物棟 (犬・猫)	子犬飼育舎	保護犬舎	保護猫舎	備考	
		検疫室	犬房③	犬房④	犬房⑤	犬房⑥	犬房⑦	犬房⑧	犬房⑨	個別房	その他の部屋						
清掃	時 分																
消毒	時 分																
破損カ所の有無																	
給水	時 分																
	時 分																
	時 分																
給餌	時 分																
	時 分																
給餌量																	
約 kg																	

- ※ 点検項目欄の時間は、実施した時間を記入すること。
- ※ 各欄には、実施した場合は「✓」、破損カ所がある場合は「有」を記入すること。
- ※ 備考欄には、破損カ所の詳細及び点検項目について特記事項があれば記載すること。 給餌量は、1日に給餌した合計量を記入すること。